養親希望者の適性の確認に当たっては、養親希望者が一定の年齢に達していること、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があること等をもって排除してはならず、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められること等、養親希望者と将来の見通しを具体的に話し合いながら適否を検討しなければならない。

三　養子縁組希望者による養育の開始

民間あっせん機関は、適性が確認された養親希望者による児童の養育を開始するに当たり、養親希望者による児童の養育を開始する前に、次の事項を遵守しなければならない。

㈠　養親希望者からの養子縁組のあっせんの申込みがあった時からの当該養親希望者の家庭状況の変化等について確認を行うとともに、児童と養親希望者の交流や関係調整を十分に行うこと。

㈡　養親希望者が安心して養育を行えるようにするため、民間あっせん機関が養親希望者に対して、児童の養育環境に関する情報や児童の心身の健康に関する情報、養子縁組を必要とする理由その他の児童の養育に必要な情報について、十分に提供することが重要であることから、民間あっせん機関は、児童の父母等からの聞き取り等により、これらの情報について十分に把握するとともに、養親希望者に対して適切に情報を提供すること。

四　縁組成立前養育における支援

養親希望者による養育が開始された後は、養親希望者と児童の関係は日々の生活の中で、様々な状況に直面することとなるため、民間あっせん機関は養親希望者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認し、養親希望者の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と連携しながら、必要に応じて相談援助（法第二十三条の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

児童の最善の利益を図る観点から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに養子縁組に係る家庭裁判所への申立てが行えるよう、養親希望者に対して、必要な支援を行わなければならない。

また、支援を行っても、養親希望者と児童との関係が良好でない等のために縁組成立前養育が中止された場合には、養親希望者と児童の双方に対して丁寧なケアを行わなければならない。さらに、児童の安全や健全な育成の観点から支援が必要と認められる場合には、児童相談所、福祉事務所等の関係機関に連絡をするなどの必要な対応を採らなければならない。

第五　養子縁組の成立後の支援等

一　養子縁組の成立後の支援

養親が安心して児童を養育し、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、法第三十三条において、民間あっせん機関は、養子縁組の成立後においても、養親及び児童に対して、その求めに応じ、必要な支援を行うよう努めるものとされている。具体的には、定期的な訪問を行うなど関係性の維持を図るとともに、養親が、自らが養親であること等について、いつ児童に告知すべきか等児童の発達段階に応じた悩みに対する助言その他の必要な支援を行わなければならない。また、こうした支援は、養子縁組の成立の日から六月が経過するまではもとより、それ以後も継続的に行わなければならない。

遠隔地の養親に係る養子縁組をあっせんした場合には、定期的・継続的な支援が困難である場合も考えられるため、養子縁組の成立前から、養親の居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係作りを行い、養子縁組の成立後も継続的に支援が行えるような体制を整えなければならない。

また、児童の父母等に対して、支援が必要と認められる場合には、福祉事務所等の関係機関へ連絡するなどの必要な対応を採らなければならない。

二　出自を知る権利

児童の権利に関する条約第七条第一項において、児童はできる限りその父母を知る権利を有することとされている。

このため、民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適当なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。

特に、未成年者が、自らの出自に関する情報を求めてきた場合は、養親と相談の上、年齢や発達段階を踏まえて相談に応じ、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。

第六　手数料の徴収等

一　営利を目的とした養子縁組のあっせんの禁止

営利を目的として行う養子縁組のあっせんは、児童福祉法第三十四条第一項第八号の規定により厳に禁止されている。営利を目的としているか否かについては、それぞれの事案ごとに民間あっせん機関が養親希望者等から受け取った金品の金額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には次の事項を勘案するものとする。

なお、民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業が専ら児童の福祉のために行われるものであり、当該事業の運営に当たっては社会福祉事業としての公益性や透明性を求められていることを十分に理解し、外形的に営利を目的としていると疑われるような事業運営を行ってはならない。また、規則第三条第一項各号に規定する各手数料について、実際に養子縁組のあっせんに要した費用の額以下の額とすることは差し支えない。

㈠　法第九条第一項の規定のとおり、養子縁組のあっせんに関し、民間あっせん機関が徴収することができるのは、規則第三条第一項各号に規定する種類の手数料に限られ、それ以外の金品はいかなる名義であっても受け取ることができないものであること。

㈡　養親希望者又は児童の父母等が、手数料として請求される金額がいずれの費用に充当されるかを容易に理解できるものとするとともに、その内訳をあらかじめ養親希望者又は児童の父母等に説明すること。

㈢　公的支援の積極的な活用や効率的な事業運営により、事業の運営に要する費用の抑制に努めること。

㈣　人件費や事務費等については、安定的な事業運営のため真に必要な費用に限定されるものであり、役員報酬や顧問料、過大な人件費等は認められないものであること。

㈤　第三号手数料（規則第三条第一項第三号の第三号手数料をいう。以下この㈤において同じ。）を徴収する場合には、その手数料の総額が養子縁組あっせん事業に実際に要する費用の総額を上回ることがないよう、当該手数料の額を設定すること。また、第三号手数料の算定に用いる人件費、事務費等の個別に金額を計上することが困難な費用については、前事業年度の費用や養親希望者の延べ数を参考に、当該事業年度の養親希望者の数の推計で按分するなど、適切な方法によってあらかじめ算定すること。

二　寄附金、会費の取扱い

寄附金（事業の趣旨や目的に賛同してその支援のために提供される金銭、物品その他経済的利益の贈与又は無償の供与をいい、支援金、謝礼等の名目のものを含む。以下この二において同じ。）や会費（目的を同じくする者同士が参集し行う会の開催や運営のために、出席者や会員が払う金銭等をいう。以下この二において同じ。）は任意のものに限られるべきであり、養子縁組のあっせんに関する手数料とは厳密に区別して取り扱うことが必要であるため、民間あっせん機関は、寄附金又は会費について、次の事項を遵守しなければならない。

㈠　養親希望者及び児童の父母等から寄附金や会費等の名目の金品を受け取ることは、これらの任意性が損なわれる可能性があるため、行ってはならないこと。寄附金又は会費の支払いや支払いの約束を養子縁組のあっせんの条件や優先的に養子縁組のあっせんを行う条件としてはならないこと。